

1 改正理由

老人福祉施設指導監査指針の一部が改正され、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の要点

- (1) 立入検査の実施方法に、「施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。」を追加。

(第4条3関係)

- (2) 条ずれに伴う改正

- (3) 施行日 令和4年7月1日

3 審査の参考となる事項

- 老人福祉施設指導監査指針

1 改正理由

老人福祉施設指導監査指針の一部が改正され、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の要点

- (1) 立入検査の実施方法に、「施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、住宅の過度な負担とならないよう十分に配慮する。」を追加。

(第4条4関係)

- (2) 施行日 令和4年7月1日

3 審査の参考となる事項

- 老人福祉施設指導監査指針